

改正・特定商取引法10のポイント ~訪問販売~

平成28年6月3日に公布された「改正・特定商取引法」は平成29年12月1日より施行です！
ここでは訪問販売の規制について、主な改正のポイントを簡単にまとめています。詳しい内容は法令を確認してください！

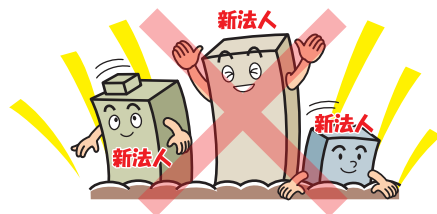
Point 1 業務停止命令の期間伸長（法8条）

業務停止命令の期間が最長1年から2年に伸長されました。



Point 2 次々と法人をつくり違反行為を行う事業者への対処（法8条の2、省令7条の2・7条の3）

業務停止を命ぜられた事業者の役員（取締役等）やこれと同等の支配力を有すると認められる者等に対し、業務停止命令の期間は、新たに法人を設立する等して、停止の範囲内の業務を継続することを禁止できるようになりました。



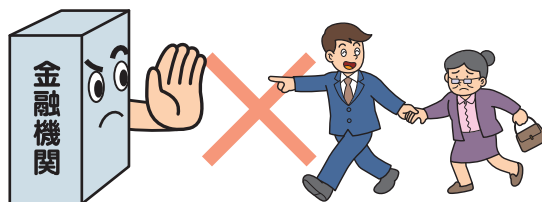
Point 3 罰則の強化（法70条・71条・74条）

「不実告知」・「威迫困惑」等、法第6条の禁止行為違反は全て3年以下の懲役・3百万円以下の罰金になりました。また、法人に対する罰金の上限が1億円に引き上げられます。訪問販売の書面不交付・不備書面交付に対する罰則は100万円以下の罰金に6カ月以下の懲役が追加されました。この他にも業務停止命令違反に対する懲役刑が2年から3年に引き上げられる等しています。



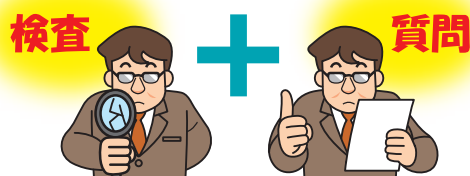
Point 4 消費者の意に反して金融機関等に連れて行く行為の禁止（省令7条）

消費者の年収や預貯金等について虚偽の申告をさせたり、意に反して貸金業者や銀行等に連れて行くことや、借入れ等をさせるために迷惑を覚えさせる勧誘をする行為が、業務停止命令等の対象になりました。



Point 5 行政調査に関する権限強化（法66条、政令17条）

行政調査に「検査」の他「質問」が追加されました。また、検査の忌避、質問に陳述しない場合の罰則として、100万円以下の罰金その他、6カ月以下の懲役が追加されています。



Point 6 消費者利益の保護のための行政処分規定の整備（法7条）

行政処分を受けた事業者に対し、消費者利益を保護するために必要な措置を指示できるようになりました。例えば、不実告知を行っていた事業者に、不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知や返金を求められた場合の適切な対応（計画的な返金の実施等）等を指示すること等です。

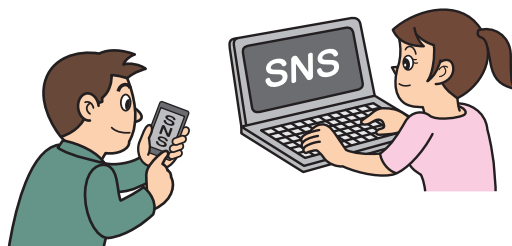
Point 7 取消権の行使期間の伸長（法9条の3）

事業者の「不実告知」・「重要事項の故意の不告知」により、消費者が誤認をし、申込み又は承諾の意思表示をしたときに、その意思表示を取消することができる期間が、消費者が誤認に気付いたときから6カ月であったのが1年に伸長されます。なお、契約締結時から5年間には変更はありません。



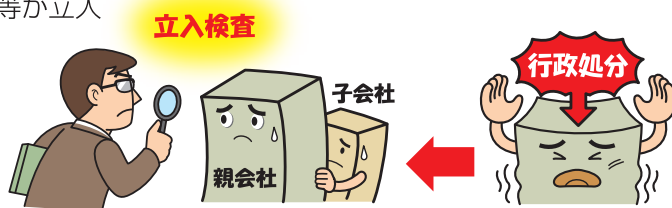
Point 8 アポイントメントセールス等の来訪要請手段にSNSを追加（省令11条の2）

消費者に“目的を告げず”または“他人より著しく有利な条件で契約できる等と告げて”営業所等に呼び出して勧誘するいわゆるアポイントメントセールス等の来訪要請手段として、電話やFAX、電子メールや郵便等の他、SNSが追加されました。



Point 9 立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大（政令17条の2）

業務停止命令等の対象となる事業者の親会社・子会社等が立入検査等の対象として追加されます。



Point 10 指定権利の見直し（法2条）

これまで指定権利として規定していた権利が特定権利となり、「社債その他の金銭債権」等が追加されました。

平成29年8月発行



「会えてよかった」を届けたい
公益社団法人 日本訪問販売協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1（細井ビル）
【TEL】03-3357-6531 【FAX】03-3357-6585
【WEBサイト】<http://www.jdsa.or.jp>